

愛知県再生利用指針の概要

指針策定の趣旨

「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づく届出を審査するための基準。（要綱第7に規定する「別に定める基準」）

【1】基本的指針

1 再生品等の性状

【環境安全性】

○再生品の原材料となる再生資源

- 再生品の原材料となる再生資源が産業廃棄物である場合は、原則、特別産業廃棄物、有害な産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物でないこと。

○販売する再生品等

- 以下のア～エに掲げる基準に適合すること。
（再生品等が、引き渡し後、焼成、焼結、熔融等の処理がされ、利用される場合などを除く。）
- 分析は、通常、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素について行い、必要に応じて項目を追加。

ア 通常の場合

土壤環境基準

イ 再生品等が地面に接して又は地中で利用される場合

土壤環境基準に加え、土壤汚染対策法に基づく含有量基準

ウ 再生品等が海洋で使用される場合

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく水底土砂判定基準

エ 再生品等が液体状の場合

水質汚濁防止法に基づく排水基準

○分析頻度

- 原則、年に1回以上。（上記イの場合のほか、必要に応じて追加）

【規格等】

○規格等

- JIS（日本工業規格）等の規格に適合すること。
- 規格等のない場合は、需要家（販売先）の要求仕様を満たしていること。

○試験検査頻度

- 原則、年に1回以上。（必要に応じて追加）

2 製造の状況

- 再生品等が需要に沿って計画的に製造され、適切な保管や品質管理が行われていること。

3 通常の実態

- 製品としての市場が形成されていること。
- 市場が形成されていない場合は、確たる需要家が確認されていること、又は、販売ルートが確立されていること。

4 取引価値の有無

- 再生品等の販売について、運搬費等の経費を考慮しても、届出者と需要家（販売先）の双方に経済的合理性があること。

5 占有者の意思

- 届出者において、放置、処分の意思が認められず、販売の意思が明らかであること。

6 販売できない場合の措置

- 販売できない場合で、産業廃棄物となる場合の適正な処分方法があらかじめ明らかにされていること。

【2】留意事項

1 再生品等の製造工程

- 再生品等の製造工程が産業廃棄物の中間処理に該当する場合は、廃棄物処理法等に基づく処理基準等に適合すること。

2 土地造成材への利用の制限

- 土地造成材は、原則として、自然地盤の掘削等に伴い発生する土砂等を原材料とするものに限ること。

3 再生利用に係る指定制度の利用

- 建設汚泥については、可能な限り、廃棄物処理法に基づく再生利用個別指定や広域認定制度の利用を図ること。

4 再生品等の管理

- 再生品等の環境安全性の分析結果、規格等の試験検査結果の記録を、再生品の原材料である再生資源の受入や再生品等の販売実績とともに5年間保存すること。

5 運搬費の特例

- 販売者が負担する運搬費が販売価格を上回るなど再生品等の取引全体で販売者側に経済損失が生じている場合は、当該引き渡しは産業廃棄物の収集運搬に当たる。
- なお、再生利用のための技術を有する販売先が限られている等の場合は経済的合理性の判断において考慮する。

6 試作品等の取扱い

- 試作品、見本品等については本指針を適用しない。

その他、【3】で再生資源の名称等を例示、【参考】で、18品目について生活環境保全上の条件及び規格等の事例を掲載している。